薫蕕錄

之

增
775
67

僧4
775
67

薫蕕錄巻之四終

目錄

五代帝王物語

六代勝事記

椿葉記

東京帝國大學圖書之印

薫籠緑巻之百六十四 六

五代帝王物語

記者未考

中村直道集

神代より代々の君の国おさめ給ひし年つもり国史世紀
に記し給へる事くはしくしるしてし後鳥羽院の御代まで
はかくみな書伝へ給へる事なれば人成敗知のもの
なるうへ秀ハ人くの知給ふ後堀河院の御時の事
人未生まれぬ世のすゑのれ
ちくさくひとしく浄土に往生せんと願ふ
を皆業の世なれハ仏の生死輪廻の業とおもひ
人こ世に住むるかぎりハ苦ハ免れぬ事ハ先
出賢ちん人くハ必ず念仏十返とゆて六度の廻向

給ひて、芳法院京家乃名号に法名乃志を頼
俗乃時機に依て生極楽の因となるべし。承久の兵
乱の後世を厭離し給へり。後堀河院（御母北白川院）位を譲り給へ
きと雖、実は関東より之を世乃初とて下げ給ひ、後高倉
乃法皇八わらわ持仏堂よりひそかに坂
を乗り給へり。ちつかまつりて作り給ひ
白河院（陳子）の口ずさみ給ひ、
御母北条の尊めを申たるとて、西園寺と申す
まいらせく、頼業有りし坂堀河院八十楽院乃御
大僧正（松殿）忠嗣と申し、出家遁世し給へ
ばとて、承久三年七月九日践祚あり。同十月百
即位の年十歳也。強盗の法皇乃法名を良経と申す。光仁天皇

より後、絶て久しくなりぬ。聖武の口ずさみ世を治めること
和歌を以て法皇を太上天皇乃号を奉り、世を治め
ぬ。人皇乃威ちなく、世人へ同じく世を安
神乃宝を動かす。後鳥羽院乃御代さしも見えしか
引うけ、君を恨み構へ、人の恨みあるべし。
被召合れ、御心許八善悪を分ち給へ。法皇八
貞応二年六月十四日、八十一歳にて世を去り給へり。天下騒動
ひとしなみ。縁会乃義ハ同三年六月十五日、年
ゆえ故右大将頼朝卿の後家尼二品家、嘉禄元年
七月小死亡乃上、八参府、縁会法事を一向に行ひ給へり。
後堀河院御位を譲り給へり。十二年の間天下を
なり年月。幼年の御時八関白（家実）公経、今出河乃相国

[illegible]世を[illegible]行[illegible]
[illegible]年十一中宮[illegible]姫小宮[illegible]
御代代[illegible]
十七日御[illegible]
[illegible]
[illegible]

大臣藤原の御女也さて中宮の御懐妊あるとて寛喜二年
二月十二日（千六代）宗源院御譲あるべきとて十月廿七
日に内大臣の五男左大臣教実（関白殿御母儀皮月）の譲
事同年七月廿日関白殿（家房）に内大臣（家房）に御座所
寛永元年十月廿日に御位を遂ぐ（後堀河）
てまた同年御年二歳にて（四条）
かくすれども（中宮）中宮は同二年（大福元）四月二日（院号）
御号（藤原）藤原の流れ（北院号）又北院号に定まる
同年九月に御産とて（御子の宗）
あらんとてうみ給ふ御産の御祈祷
大法秘法数多年なりしかども（仏）
験なきにいたりて大事にて（女院中宮）
行へ（大殿）と御願ありて（御産）
物怪申されたりしかども（九月十七日は）
のようなる（出）年世（後堀川）
ることに月輪の一房に（上皇）
とりあや同二年八月（廿）
三杯ずつ御歌のつ
さて御乃（代）の帝王（御）
法華経の（女院）
中宗院御（御）
中宗院御（御）
中宗院御（御

てよ[illegible]源院殿乃御弟へ寄[illegible]源頼門流の者[illegible]
[illegible]ハ九[illegible]乃弟ニ屬[illegible]
[illegible]と[illegible]御車寄より[illegible]政乃さ
[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]りされハ山の座主三井寺ハ長吏興福寺の別當
[illegible]ハ御室ハ代々王流ゆゑにそなハ
[illegible]ハ小の政所乃職の福
[illegible]ハ御室ハ光孝の皇子ゆゑ御室
成て師弟とうちつきたれハ大殿の法華礼の間
と殿ゝうちうちも上ゝ白ちておりゝ中ゝ事ハ公乃
法華会のとおり殿ゝ後ハ関白ハ維仁[illegible]
師の法会の宣旨をハ[illegible]
法ゝ見出ゝ[illegible]文暦二年[illegible]
[illegible]政ハ小て御ようを[illegible]
やうて大殿又成ゝ[illegible]
[illegible]て[illegible]

[illegible]政ハ[illegible]
乃人法華院すゝ年ハ御堂乃関白年ゝ政入道
[illegible]ゝ行[illegible]ハ蓮花
[illegible]ハ僧俗[illegible]
[illegible]て行遍[illegible]
一門他家のゝ[illegible]
[illegible]
大殿ゝ世乃中ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第ハ山荘を造り家の繁昌のひたすら世
みな〳〵同附ハ二條殿入道左府乃御ゆゑを世の人
皆ゆゑ〳〵ゆゑ殺入れ〳〵給ひ給ひ給ける
法家の相国禅門ハ拾て忘れ給人まて中人き事
ありて今出川乃第へ〳〵うつりたるゆゑ高名の
やうに入させ給ひ中門の廊より車をつけ〳〵裏座
を取ひて〳〵堂上ならせ給ひて公卿殿ハ庭に居て対面し給ひ帰
る事ハ傍若無人の振舞なり〳〵とて将軍ハ
鎌倉の右大臣実朝公ハ第八人えを賞ぜられ給ふ
〳〵なりとハ同廿日二歳にして下向乃後関東
あて〳〵聞き書き申ける御祝四年庚午元二月十七日
上洛御入き武士面々拾人拾人附を始め〳〵申付せぬハ
命〳〵第殿を拾ひ家中ゆゑ〳〵き
尺物更鎌倉ハ史利ゆゑ〳〵ゆゑ同廿日
権中納言ハ拾て九日検断遠藤の御ゆゑ同廿
日接ぬ〳〵ハ拾て〳〵ゆゑ左京拾ひ〳〵き事
とあるゆゑ〳〵れとも書ゆゑ及ひて大理まて紛ゆゑ
なせ〳〵御入きにて有ゆゑすへて馬ハ乃〳〵ぬ人
ハて拾ゆゑハ拾ハ〳〵ゆゑ御ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ拾
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ拾
ゆゑて出元拾ゆゑ〳〵女御ゆゑハ故洞院拾殿の御女十二月
十三日ハ御〳〵拾て同廿〳〵ゆゑ〳〵同二年廿日
より立ていさゝか出家の事ありて七日籠居ゆゑ
出御ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ九日

寛附て前御堂とうと世とくも中はりおし
女御ハ文殿とかくておわり法ひぬ宣仁門院（彦子）とそ申
同四年（寛元）二月廿三日院号ハありうるとそ元利
はかりやはかりのこもまきうしくかうしてきりとて
諸仏りし立てあるとかくはつくせ法く専乃人
如房かとかうかてうまう世法ん法とて弘御所よ
清石の粉を松ねるはかりとれをりうるとあ
くくく御願例をうるを御犬の立てはりく出法
ふかうえまいつせうりうるあうう前表とて有るやうて
出仏法うせ御所して取あへて御大事小及うり侍
天慶乃所ものとれハ禁中ようかくの物現しく
みくうかうや又二條くすれの山法法為
より弟ハ郎係の姫宮ハ御大慶しうかうとの出事そ
世中到りけて姫宮あるとよ法しくおわして
二条南の門うもうさかる書ふて内裏へ人乃池系を
法覚しいくあうりうるよ西のうくうり辻系なれ
をくして嶽乃ものうくれハ兄弟乃世中ハなく今な
ふるされいくはあるそと住く御流くうふ海さと
門おとうるとうるもハ辻系の南うへと云事の様よりさ
と為帽子ひてきたるそのあまたあるて西ハ
さと紙すり敷とうち武を相子とあるたそうれ
やはとうあうけあるへ通うるおくいふれ申
石法のありさかうとくえ事うう東すうて後者も
せうりうるとそ天慶のよく行きうりうるあんとそおか

孔子ハ聞ノ假字也公事ヲモ孔子ト書ル事アニタリ

進退さはりありてこれ
ゝ何ともあるまじき門院の御事をとゝは
けもとゝ有沒御位の位計ひ位へ
給て孔子誠ゝ立御社へ
されゝ公ゝ最もの不審おぼえ
事と侍ゝ京ゝ上御はなし
義京御御ゝ事ハ又ゝ
参時さゝゝ義京ゝ
御計ひ御位の位
とゝ京ゝ
わ殿ゝ
ゝ

百人衆寢会と云ゝ
ゝ御事をゝ
計ひ位へ
ゝ立御社へ
ゝ流の宮ゝ
ゝ
ゝ

と申合せ京より順德院のうやまひ
西園寺殿の御所へ内々御使者来り
けるめ所をもつて用意をなさるる
御所のうちとも衆附いまさず童舞すてはらまた後
ふく元服して忠成王をもて中御門殿の御猶子（童子）院の四
辻御所へハ今日関東の使たくし関えられ人々あ
まつ参賀ス只今衣冠紙さうせんを用氣あるて行
き八出ツ院御所毎兼門院の御所へハ人をまいらすか
ゝみ〻りるよりて其事をあもと申北御門内
府宣通ニ只一人ある〻〻〻〻る出家をもてなさるる
或人のゝ〻り行りしハ北御門院の舊臣あるとり
人〻御ものりの初りつなるに今新東使ゆく也いく

ありしと云人つまて云第御所へ出てゝれハ初秋のかゝふ
義京河原へ出あり〻〻〻〻京都すしあ西の
流の御所へハ此ゝ〻〻〻〻

光はまことにやとてもこまやかなる小倉色あるを
紀伊殿はおぼえて行くこの文い御年十
二なるゝ世なれば御母八宰相中将（信孝卿通宗）の女御息所（厚子）
宮道（因幡殿の御兄因幡守道親）とハ兄弟つゝ流
の表にてまつゝせさせ給ふ
給ふよの中をこの年あるを
公ゝ人ゝ世の中ゝ世なれば
信西（藤原通憲）の宮ゝ入て出家をさせ給ふなり御法名
世なれ高ハ通方大納言（藤原）ひまつゝ世て宗盛門ゝ
ら世行ひ給ふ大納言
かつゝ世ゝ
入給ふ光も此年たゝ世給ふ城興寺（吉田）
の光ゝ世給へ内ゝ御対面ゝ
雲ゝ
殿ゝ
殿ゝ
殿

え法師の人よりく物をはなれこれ本末
をあつめてかくのごとくなり物をはなれ人をしらせたまへと
をしへをうけたまはりてかくのごとくなりまして本のやうにかくと作
らまをれハ西行ハ本西行法師の女房国母なる
歌をよみたまハ大納言なるのかたをすす
ぬるなり先祖の宣下ありしハ源氏の人と藤本
ぬ補して振舞ありしかとも源氏の人と藤本
三位にして刑部卿兼卿の如く紀家の後　大納言
の位方ハ大和国通光の母なれハ貴子西行の母へ

なりさふらあるとも西行法師の女房うと西行の女
をもの位なる卿位をもつて本末すへて一代も絶なれハ道助
法親王と法橋も坊門院信清府の女坊門殿の生母いまれ
左京院植子殿まいらせて一宮儀の名と公卿なる
門人へかくなる世法なるハ俗神宮法斗ひるる人
なるとも重恵賢なるよりくる世なるをもて神恵と紀ら
紀をんと思給ふる歌へ今又茶時神殿の紀
てらくとをして計ひ本末かの御例ハ自然出家と
相叶ひく聖宮寺高野ハ出家也れ今ハ
絶新宮文の先いつもくの御門院の御事也
いつくの世法へとみえたりう安徳天皇西国へうつ
法ひて故高倉院の高倉院白川法皇清盛

相しゐ南ゝ[illegible]せけを繰[illegible]る[illegible]の法皇ハ法[illegible]
る仰く幸[illegible]へ御[illegible]
御未発てたる〳〵と[illegible]
きて後堀川流つを[illegible]
四宿源あるふ[illegible]く繰[illegible]
いへとも法[illegible]ハ神[illegible]
る[illegible]り[illegible]く新帝ハ[illegible]
元後あり[illegible]加冠[illegible]
給泉百里[illegible]の御[illegible]
[illegible]南[illegible]殆て[illegible]
御親[illegible]の[illegible]
送[illegible]

所[illegible]脱[illegible]
如[illegible]
す[illegible]
与後[illegible]新帝[illegible]
御[illegible]
帝ハ二月十[illegible]
[illegible]新帝[illegible]
二月[illegible]
[illegible]
后御母ハ大[illegible]
御ハ日[illegible]
[illegible]

くかの孔御世成物ゑ[illegible]ふ嘉歌乃日親族の縁
[illegible]の御は同流の[illegible]十人[illegible]ける御おん府
と冠乃流さけて叡乃[illegible]りもさけて白紀の[illegible]域と御
よ二三人[illegible]りさけうり御[illegible]
中文[illegible]御懐妊あり[illegible]
羅棉花[illegible]春門俗（後ハ後一ともて西華門内俗 後ハ後 仁和后）
なりしつ[illegible]て[illegible]
り中文御後の[illegible]
太子のや世行りん[illegible]
六月十日中宮御産（後冷泉天皇誕生）[illegible]
御年[illegible]月十日[illegible]
[illegible]世乃御政ハ成人の[illegible]

[illegible]御厳[illegible]
御父[illegible]山の入道殿（道長）[illegible]
あ[illegible]御人小御[illegible]
院（仁和）[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]御海
[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]

年六月四位に叙せられ翌二年四位へ進叙せられ
公卿に列せられ参議義時死去の後世を引き立て
の間武家政治に関与せられ元仁元年正月
[illegible]
二年[illegible]
後見[illegible]
弘長[illegible]
乃後八[illegible]
二年八月廿九日小[illegible]年[illegible]
廿九日位を春家[illegible]に譲[illegible]
[illegible]
[illegible]

譲位[illegible]
弘[illegible]
[illegible]
十月[illegible]
元[illegible]
より後八[illegible]
寛治二年六月十[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちとりて一類四百七十余人自害し奉り畿内
諸の所々に静まりぬ　義村卒去を聞給ひ
都より下り給へる中に誅せられ給ひ
ぬと聞給ひしかば御涙を流し給ひ
つゝ関東へ帰り給ひ
候ひしとて人々に仰せられ
さぶらひ給ひ　親王は宣旨なりとて
高くて御ゆるし給ひ　源姓給はりて
北条氏中務の御ゆるしなく
中務丞うちぬけ　御子つゝ
給ひ　将軍は関東へ御
下向あり　完元四年七月に京へ帰り
副将軍に成り給ひ　流罪に成給ふ　上皇は中務
と申し　同院は寛治二年　元徳二月　百寛上の御
冨小路殿　冷泉宮　少将　内裏
給入り　親王の御
成て　宮殿とは
まして　同二年六月　将軍
将軍　相模守　大
太宮大殿　京
南八条西　洞院東
吹て　大福寺
御堂　千体の御仏
副将軍に成り給ひ　流罪に成給ふ　上皇は中務
と申し　同院は寛治二年　元徳二月　百寛上の御
冨小路殿　冷泉宮　少将　内裏
給入り　親王の御
成て　宮殿とは
まして　同二年六月　将軍
将軍　相模守　大
太宮大殿　京
南八条西　洞院東
吹て　大福寺
御堂　千体の御仏

[illegible]をけるされたる[illegible]の清らかなるを正しく加さしさ
せ給ひしより[illegible]ふ[illegible]れ[illegible]まいり給ひしより[illegible]紙御
使をもつて給らせ給ふ事也[illegible]の千に[illegible]ぬ[illegible]ハ必精実[illegible]
[illegible]ハ[illegible]御[illegible]やさ[illegible]
又新熊野[illegible]ふ[illegible]ぬすんでこん
[illegible]ハ[illegible]雲[illegible]御下ハ[illegible]大臣
[illegible]元二年[illegible]天[illegible]
四年[illegible]御[illegible]
[illegible]中[illegible]上[illegible]
[illegible]二[illegible]宗[illegible]
[illegible]御下向也[illegible]
[illegible]関[illegible]

先[illegible]紙[illegible]大[illegible]軍[illegible]後宮を下向[illegible]
[illegible]金[illegible]二[illegible]頻[illegible]後[illegible]中入[illegible]関[illegible]二[illegible]
出家[illegible]御[illegible]
二[illegible]下[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]中[illegible]御[illegible]
[illegible]大宮院[illegible]
[illegible]
根国実氏公院[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

より後九人の中にて勅使の宣旨の文を乃ち定房卿に宣旨源氏よりハ堀川大納言俊房公に宣旨を下されハ中納言内府宗忠卿に宣旨内府宗忠卿乃ち八幡宮に行幸の日時を仁治二年乃ち法皇の御願書に奉ることを願へき仁治元年に御任ハ郡領なりしを姫路大臣まくハかりとひとりすゝ出日吉とくへさせ中清盛ハ御願ハ時に大臣なりて使宣旨を受大臣宗盛の御願ハ大臣なりすへらるゝ所なり出真よりかれ人と中九人ハ大臣なりて成ぬ大臣ハ出仕ハ九人なりしかハ公卿なく市実ハ大臣なりて御願書ハ法皇の御願書ハ時に大臣なりて成ぬ

これハ九人の任官なりしかハ大臣ハ相兼てなり九人ハ公卿なくてハ宣旨ハ例なく作ふや後よりハ公卿大臣なりて奏聞して宣旨を大臣乃ち大臣に報ぜ大臣ハ宣旨を作りしかハ法皇の御願書ハ作りしかハ上臈なく成ぬ法皇の御願書ハ大臣なりしかハ大臣なりしかハ時に大臣なりて成ぬ法皇の御願書ハ大臣宣旨の作りなりて成ぬ真よりハ成へきなれ人ハ郡領ハ郡領ハ郡領と文書を作りて奏すへきなれ人ハ郡領なりて成ぬ

乃ち成なくて成ぬ流ハ大臣なり成てなりしかハ大臣なりて成ぬ

こ月行幸ハ寛治元年乃ち阿闍梨ハ佐長卿

法親王なりて行幸なり佐長卿日行幸なり

同月十日後鳥羽院崩御ありし去年二月十九日法成寺殿
金堂圓隆寺元年二月十日宸殿院崩御同七月五日
宗殿炎上打つゞき洪水ありしかゝる事後ハ大江流の
水ありしかゝる事ハ大江の流ハ遠ざかりしうえ
橘知家ハ洪水おそれをなしに第院の御京中みな
きりとの御所ハ遠ざかるとあるそ御所後鳥羽院御幸行
て見出りしに行方なくやをたゝ行方
行方なんと相方家中なるまゝ又同さ行方はなく
つゝて常ハ内裏ハもちろん人ふ御車御所とあ
らハ内もち御所ハ多ありしかゝる陸奥ハ
年中行事御修ハかゝれて御朝ハ元祭うきなし
て行方しに文永七年八月十日

御所ハ此御所ハ
御所ハ変化ともの年ハ市にあるとゝ
行方ハ二度ハ
くあるこゝかゝぬ御所ハ天竜ハ西ハ
行方ハ天竜ハ西ハ
後ハ流て西郊嵯山ハ禁ハ御所ハ
後ハ流ハ常ハ大井河嵐の山ハ向く
橋ハ流て向ハ山ハ山ハ橋ハ
ありハ月光の風俗ハ中ハ向ハ昔
より名ハ時地ハ
中ハ橋大臣の御所ハ
と遠られく道親ハ人ハ
ちハ又大御所ハ乳母ハ南ハ東草院と

たくらん東山は繁華景致の地なり
宗門の元祖法然の本廟二門を表す故に本に復して
叡山のそこ也人合入をしいるかゆえ又大師所以大師
勝院と云ひ始祖と仰て天台三井寺門の根源と
供僧をかねて春秋の二季止観の法義あり山門
絶海僧正と御師範として山観玄文の研鑽古上代の
祖師や作らんとこそ心を南北の根位我と
先とあらそふ様にして紀勅学問の法を上乃好
学の下ちうもの学問観道の法門のとい近来に
そこれをうしなと比叡代よハ者ふうてをうなえ
作りしう毎日いふを本書十丁を叡流あるよう
作あるをうう南北の学法角小学日代角く初書の

ことをうけるなり東ハをうくこそ仰らの法白川院文治後白河
の御修行の例をうつして叡山座伝湖月の学法寺
修乃御願をはじめらる故ハ御法祈の法をう此ハ御
供御也といへとも三衣をうをけ百枝諸国の御
陽ハかをれをうをひく此御願をそなる日ケ谷のれ
修行のうち三度ハ修行の御願をくそこ〜みと
東門院の恒例と為て大宮院を始御使ひまをも
行ふ簾中ハ三〜世法く六時の御懺法御写経
ものとハあるとう十種供養乃儀ハまことに善薬和尚
なりくをを法をんとみえさ文治の御願を霊山大会
宰相定長々東作して作るう法会儀を准す角〜
ものく記録をもう者る滅をうをうと元信さ国家を教法

山沢時久再興する所へ〳〵はく流八建長二年六月小
熊野へ出家あり〳〵て同七年三月より初て熊野へ参り
初り〳〵まして沢先達ハ二山検校にて楊井宣（後号相望寺
元仁法親王）
参り上絵馬をあらく沢先達ハ元亨元年ハ
達ハ情賀茂へ一矢乃沢華あり十月廿二日より八
幡へ参る時〳〵紀年ハ諸人沢下人ハ〳〵ハ
参り宮沢治（執長）府乃例とやうにて大教乃沢る中沢（嘉永文永）
（国日記）諸人ハ参り上絵帯代乃年ハ国ハ〳〵ハ物迄又
西暦元年三月廿日熊野へ御華沢後白河流の御
代あり宮沢久〳〵とやうつまは人〳〵ハ出三人も
沢と乃ハ宮熊野まく沢つる人ハ皆縁乃絵ハくを
〳〵ハ京にて汁供奉ハ人〳〵ハ国日ハ下上乃

ハ宮供奉の深さて折まうつまは沢ハうつ〳〵
みえ作りさ宮乃出ハ沢ハ物乃絵衣と共ハ
う人〳〵ハ人〳〵ハ紫末ハ沢ハ一式ハ金のたくま
度沢と沢ハ人〳〵ハ沢ハ物ハ沢ハ
栄すそこハ敷かせ沢ハ別当沢ハ乃下絵ハ
か流の沢ハ宮和中和沢ハ沢ハ
〳〵出て行絵ハ沢ハ沢ハ大絵ハ沢
絵ハハ善勝寺ハ出納ハ人〳〵ハ雑ハ沢ハ
白絵ハ沢ハ白木乃柄長ハ沢ハ世ハ沢ハ
ハ沢ハ小ハ氣ハ〳〵ハ供奉〳〵ハ
中〳〵乃絵ハ沢ハ作〳〵ハ沢ハ勇の楊馬ハ例の年ハ沢
ハ国ハ将碁歌庭と折て脊ハ〳〵て〳〵世物ハ宗〳〵

揚くりひ給ふ〜由おとゝ北條しみそく西白く作き
北條殿の法云まゝく素性もとをとりなりとて
ぬ前深とハ京の御所小て出車のあるとゝ覽
きゝ給後深くゝ羽殿をてうつくれ御京出ハ鳥
羽殿へ入給ひ御くゝおれより高野まで御入へ
ゝりあいもう毎日の御紫式部書給すへくを
あさ来ゝとを也ゝて風白の那なくゝ世ゝり
まして帰京入給たゝ由をはまゝ御遊ゝまりて御
京入も多同ゝ由ゝ白ゝ知也對馬守付朝入道ゝかう
作ゝ八後白河院の御年にゝ川事の知を
ゝく作ゝ中さ色ふゝゝる手紙をお後ゝれゝを
中法いゝゝ書分給ゝきて立ハ建長六年四月百

此女房ゝ女御ハ大宮院の御妹（東京）まいらせ給ふゝゝハ大
宮院ゝ作ゝを法ゝて御結野殿の時を出家ありし後
亀山（実治）院御年殿と解法ゝ八ゝゝ日法ゝて院を参りゝる
ゝ院乃仕計ひ申て御ゝゝ世給へゝ引入月出家
東ゝゝを法ゝける康永元年十月ゝ女御ゝゝりく
同二年二月ゝ立后ゝゝ御年八ゝ新の出帰ゝゝ
御ゝまゝ出家ゝゝ入同ゝ法中ゝ院白作ゝゝ祇
武天皇北條鎌倉中鈴木八年代京都の大女海清（元代）天皇
乃御母也後清ゝ皇北后も同く年代京都の乙女中法
條殿すゝゝ安寧（二代）天皇の出母也又文武（四十二代）天皇北后夫人
藤原乃文子八法御ゝ御母也聖武（四十九代）天皇御御母也聖武
の后ゝ光明皇后ゝ藤原氏御女孝謙（四十六代）天皇北出母也

もあと称して一条院の御（六十六代）
御女後一條後朱雀二代乃母后也後一条院中宮威
子八御堂乃御女後朱雀院の御尚侍嬉子も同御
堂乃御女後冷泉院の母也（六十七代）（六十九代）
しかく御代々の御後ハ御堂乃御子孫ハ
八月七日院乃男子乃皇子（東宮）御誕生ハ
御子十歳元永大宮院の御腹也元永二年八月廿八日御
元服同十月廿六日春宮位ニ即ク世ハ
即位乃儀あるとて前帝ハ新帝ハ
ましく世ハ中宮も同十二月十九日院号ありて東
二條院と申（公子）新帝ハ女御御腹
元年十一月廿一日御禊乃御代ハ後冷泉同十二

月廿二日（六条院）入内御年十六なり同二年二月立后ありて後
白河院同年保元年六月十四日崩御（白河院今山川大相国）乃女御
御大夫乃大納言（実能公）の女也八月廿五日立后ありて中宮ハ
皇后宮ありて後ハ東二条院ハ号ありしく崇
神乃后乃の女東御方（美福門院）御腹ハ新院の御後乃時より後
御腹ハ皇子（代見）ハ代うみまつる也源中納言有資卿
ひまつる御皇后宮ハ御産ハ兄ハ内大臣ハ
ら給と云ひしに又皇女ましまして
事ハ御ましましに打つ続き皇子ありさりを
皇子ありに同御母ハ中ハ世ハ流れハ御

つゝ又入道殿御懐妊ありて文永四年十二月一日
後宇多 皇子誕生ありしかは今乃絶躰の君なりて世に関白
と仰長元年四月廿九日小路殿二条右関白 実教公 書元関白殿
成世の卿さうなりとて一条前右大臣 実経公 成りつゝ
ありて右大臣行き所なしと紀来ありて世の中一統賀
乃時も嘉祥の儀なれはゝ大臣 寿年公 近衛関白 もと
ゝ一乃人小さく御ましませハ今乃右府ハ一乃上ありて
とかゝりまさる甲子乃祝議の付とゝ乃庭乃和府
光経卿りしうハ世府ハ奥座ハ光経卿りきて文永
二年関四月十七 七月関白 省小 右府 関白小成近前殿 二条 ハ大殿と
従位ハ行ふ御兄弟の御関ハ父子乃様ありて
まさる潔き中ありく御つゝ小様乃やうに

大殿とて御りませハ兄弟ハ紀来也とて関白
年十二月九日又関白殿 寿年公 成行小西
とゝ乃東山殿ハ右大臣 寿年公 近衛乃御御 上洛乃御道也
四年二月廿日百六十小くて 光行小関屋入道殿ハ康元
二年 元仁 二月八日四十小ありて 四条 元仁年六月
四日 嘉祥 ありて 光行小関と ハ 四条 ありて
ひく年号 乃 ありて 前二年乃春 光行より世乃ありて 疫病 ありしく
ありて下 箱 とハ やまぬ 泉 ありて 川 乃 ハ 路 と
乃 紀 ありて 乱 ありて 紀来 ありて 行りき 十代 累
祥天皇 乃 代 着 乃 例 ありて 有 ありて ある ん 例 隠
と 乃 ありて 来 ありて 決国七道乃 民 とかゝく 紀七

せーの八月廿六日陸元ありて正元と改る正月上旬
乃ち配人を給ふ中院山の西なる川の西なる
ゆかりなる十五日の年なる小花内野より出雲乃大社
を南方へ行てまつる配人の上ふ家ゐてもりを
給ふもあてられすそなる童部ありさるよ立て打
さいかれ八月廿八日まりなる後八ゆくゆくありぬん
後ゆ八月まり角なるまゝ中しるも七月ゆり
まて八月ゆ行ゆこりもあ宮ゆ中ゆん之七月乃末より八
病もそゆりもせもあるゆ豊年ゆて世あるゆ同ゆ
月廿二日風流又四條ありゆ京清海乃山崎東周遊を
行事宮ゆ下人あまゆ和田して日八遠くゆるいかも
すへゆ行ゆくて大仏つをゆ出代乃仏法力ゆ

ゆ乃ゆ宮殿の中ゆ出ゆ人八禁獄せられゆ
ゆるもゆ云ひゆさ事ゆ行ゆゆ三井寺
戒壇を立へきよし訴申せとも首ゆ沙汰あるて
許されすりし仏西元二年正月四日三昧耶戒ゆて
法橋を宣へきよし京ゆ家ゆ中せられゆりしゆ山門の
衆徒蜂起して日吉の神輿を陸まゆく振ゆ
獄ゆに訴ゆふゆて中ゆ中ゆ西
月ゆゆ世ゆ中ゆ中ゆ中

何ともなりけるにやん永禄元年三月廿三日の
夜中いづくにか延暦寺の僧衆常行堂法花堂をも
焼拂ひて戒壇院横川の四ヶ所まで山僧をつくりたる
法師にて焼拂候様にと云ふ事なり三井寺
には同月廿日に焼れたる三塔那蔵をもして切て
戒壇を立ると云ふ事なり有二百山門の衆徒寄ふ
きく合戦つかまつる成焼拂次第日又ゝ世に別不くを
せめおとす如意寺をもうちかこみて八月
かやうれぬ法滅の儀なりさ申也 法華
四年南都の盛也ちくやあるとくんと見たり宗大
僧徒衆宗門の学生ぬしてそうの法
滅の儀ゝ法も衆上の四ヶ所百ゝ迄世にして本

末寺所々に為て大将領頸をきてまとひありき
しと法もと永禄元年ゝ流の家康様ゝ年ゝ
より又ゝ法ゆ法華宗法華ゝ山門ゝ
法華も二度まくゝ道心と発てあるとん勇をまたそん
とて世花ゝ宗門ゝ流ゝ法ゝ
ゝ法花ゝ法ゝ法ゝ僧ゝ
ゝ法ゝ法ゝ法

元亨元年辛酉紀山本判官[illegible]
四月廿七日蓮華王院御[illegible]
[illegible]れく御供衆あり建長後年久遠[illegible]
[illegible]れ[illegible]れ[illegible]れ

年始御賀申しきあり給て今年ハ御ゝ出て去年
より四裏かゝく樂所始ありて きるゝ仮樂の事
人〻或ハ出常ハ衣冠也云云 十月十六日春日社へ
御幸ありて 宸筆の金流の唯識論 御供奉ハ
右衛門督 ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ根ゝ 西園寺
うゝゝゝ

と称して、[illegible]を始て四十六人、[illegible]つゝ流様に
よりて、遠国敵国西の中門廊迄、[illegible]、今日明飲
酒の事、[illegible]、[illegible]、隆通[illegible]
何とも面白く、[illegible]有て、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]新院、沖の
沖に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
あんへ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
とゝ[illegible]、[illegible]の[illegible]を相副て、[illegible]、[illegible]
あんへ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

洛外清水社の内に大法秘法数を修せらる遠隆あり
つゝしみて法をうけて蓮華峯相長成卿 第一 紫綸卿
法書して関東へ送られ給へりしかとも武家の
細工にして老人さしの不審ありしかすれとも
遠隆と及ばすして 遠隆 作合て西印ちゝ
文永元年 肯 吉田冒頭 要記 彗星出て 後宇田 光花半
天に及て国を掃て 消滅 又 弘安九月十
九日 後宇田 寛 元亡年 肯小如現の後 久 知ちゝ今度八光仏の新
乙乃うへ 二年十二月十日 二条 又如現して 二年正
月まて消 いるの事有へきやうんと 光 ものも
指事かしてとしかの事 某大器八

ちゝ成いとれかをハあや 法わふむの
かゝ六年 六月 太微宮右枕法の星 紫本大
宮 枕侵 洛年 紫綸 いまゝ 安 紫綸 長
黄 枕 初六年 紫 弘 同七年 亡 帝 前 ちゝ
一 同天乃宮中の人 星 同年 を後 初 後 を後
同六年 蒙古使 言葉の 紫 つゝ 又 射 馬 国
着く去年乃遠 陸 紀 ちゝ 右 ちゝ
不意の 喧嘩 ちゝ 帰 国の 同 射 二人 ちゝ
言葉へ渡る 言葉 ちゝ 蒙古へ 例 ちゝ 国 八 言
石へ ちゝ 稱 ちゝ 禄 ちゝ 申 紙へ 遠 ちゝ
外 ちゝ 陸 状 ちゝ 同 ちゝ 九月十九日 鎮西 国 今津 ちゝ
国へ 対 良 ちゝ 百余人 某 紙 ちゝ 軍 紙

而して宰府さいきとれ[illegible]ども成ハかつて[illegible]勝和也
但幸徳より納て金襴を授て王宮へ指参して帝
[illegible]へ勅をとれ付をとれハ河の水軍に給へて[illegible]
[illegible]成をかくハ扨て西へさゝ[illegible]和をとれハ[illegible]
和門へ[illegible]とて[illegible]を書て[illegible]一角り[illegible]も[illegible]陽[illegible]
此国後ハ大元国と号ハ成成のまさかの[illegible]為を改
[illegible]やうれハ始[illegible]りの[illegible]
[illegible]
[illegible]

連日出仕ありて終夜ふみ作りかたらひ御逝去の後
幾日とかくして十月十五日の夕方に
ともさかりとの事なりしかとも
人々して有しに御年後の
御産まうへさしたりて
思ひ中納言殿
と思ひ給へ
かくひけるかなしいかに
博兼ハ近く
御家にして
大納言殿
と化導して
十年四月十九日より
御産
御
御
御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
更よみえんとて法橋
法流二尼僧と天王寺別當ふく寺家と無行せらる
る中に法橋十ケ所と寺家より使ひて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

信のわりく後法用の道の時舞人楽人初めのうちて
池の汀小あまり信濃中より南海を落く庭の紙
て西の中門と出て御所を巡く東の中門と入く
乃三匹あり楽人舞人総て紙を紙にして鬼人舞菜
能とすりて引立信の次第は百ら御所指物まり
内裏の御所の北殿資宣卿の砂金を宿紙
みく柳等を指らもあり流宮の流宮の流
目向くに西の方の人指くの乃と次第の郷
の指物六十七人向上人七十一人の間今日参の人く
大根田とはめく三宮寺人所人六十人也
の下の深草の郷く参の人あり大根一人指物紙
所の西の北の光明也不参乃人くの方と八の北角

うと指て巡の乃三巡のうち論議ありて次第舞あり法
賀の供も見ものいく色へさとみえ行り天皇の後鳥
羽院御所の方の方指物りて参の後鳥
よりうれはあさ御しく御りの世八いうあもの氏
まし之世の院宣ものうと紀ものえ氏ものうの
らんさく紀用の方おわるの小天皇の事いとうと今
かしとまの川方沢宮の代れの如くわいかく
御のもさのくくと南御代の人を事の乃とかく川
いもとあの和歌の和歌八後法撰と民部の卿のうけ
法のうと撰之事しの後白今和歌の紀て
人の撰者の方宣られ御のの人の方の
永長の蓮もられ八四人て撰の也のうし紀高

[illegible]時和尚被渡り給ひ中和尚資め
されて不作人[illegible]皆石卿の[illegible]
中和尚[illegible]和尚[illegible]
[illegible]加へられて第[illegible]
[illegible]
[illegible]
法人の懐[illegible]
[illegible]
[illegible]
道[illegible]
[illegible]
八幡[illegible]

のうち二部八部[illegible]天王寺へ御寄あ[illegible]
七日御願法[illegible]
廟へ御寄あ[illegible]
例[illegible]御願[illegible]
此度も又[illegible]天王寺[illegible]
治[illegible]府の[illegible]
[illegible]
[illegible]

六百石御供衆の日永勘法親王を奉迎申候
由にて人々出家仕て居申候
法名も当用の諸寺院別流に白河流乃出家の儀
出家式行法親王御導師を勤申候
うけ給り候
舞楽あり人々うりを吳国又競
こと七年前のことなり
乃日本郷の勅使
勅使饗応
御使者遣せり
御使者
勅使饗応
御使者
御使者
御使者

うへ[illegible]より河[illegible]ゐる京乃御[illegible]今日を限り[illegible]
[illegible]所を[illegible]方を限りとおもひ[illegible]いまをて神とをがみ[illegible]
[illegible]をかうらをもて[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]人[illegible]百歳[illegible]
[illegible]
今日ハ別和[illegible]中御[illegible]後[illegible]
[illegible]水[illegible]
[illegible]
中御門大[illegible]人御[illegible]
御[illegible]物[illegible]
[illegible]一滴[illegible]
[illegible]後鳥羽院流[illegible]

[illegible]中御門[illegible]御流を[illegible]
[illegible]亭を[illegible]
[illegible]に後鳥羽院流の[illegible]
[illegible]
[illegible]

せられしかども又大内をなしせはつめ
ゐ所よりおくりて公家をもかたらひ
の御所へ二月七日入さはりまゐ京御所ゑもれ
出ぬるしゆくはなし御ゆ事ありやと
ゑ一ゆ今ハ宿の法ゆさ和もを為の過ぎ
ゐりハ祖父の御所筋と人を人数を定られて御所
人をかくさかハ多ゐとゐねいとゐ紙てをゑ
あゐまゐゐ光寶伊法師（伊イ）南都光明寺僧正 御室劉流長老光遠
人ハ山二人をめられて除紙の所ゑの御中なり十
四日ゐゐとハゐゐゐ時をまつはをまて有しに十
ゐゐ乃嶋ゐゐ武蔵さ由何やらひ拘忘ゐの れ事
ゐゐはゐゐ今日浄金剛院乃涅槃講ゐもハ恒例

の事ゐゐゐ人今年ハ稀ゐ入滅乃文中に南都ハ
ゐゐ事ゐゐゐゐゐゐとゐゐゐそへて僧ゐ祝をゐゐ
ゐゐハ祝ゐ六波羅ゐすてふ合戦ゐゐゐゐゐゐ
ゐゐて火ゐゐくゐて綱ゐひゐしくみゐをハゐて
世中かきられて行ゐゐんと云ゐゐゐ門寺僧
の武士ゐも一人ゐゐく法ハゐゐゐゐ京中ゐひて
しゐゐをゐてゐゐゐ 去年十二月ゐ関東より
左近衛大将源頼家卿ゐて六波羅乃ゐ方ゐあゐゐと
乃武蔵太郎時輔ハゐゐゐと南方にあり北條鎌倉
ゐゐ事馬ゐゐて後ゐゐて御ゐゐゐゐゐて人をい
ゐくんゐゐりけゐゐ南方ゐ所ゐ和と討ゐしゐゐ
押ゐゐられハゐりゐ人ゐゐゐ南ゐりゐんゐとゐり

[illegible]ハ戦[illegible]ハ決[illegible]て多の者
[illegible]ハ打死或ハ疵死もあり[illegible]人の
[illegible]に[illegible]一河の中に[illegible]死[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
みえそあちこちかくれ[illegible]十二日[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
人もあれとゝみ[illegible]に六波羅[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右大江摩書類従巻第千七帝年部書写

右時
天保七丙申年秋九月千百　中村蔦喜直衛

薫蕕録巻之百六十四

六代物語記　記者未考

中村直道輯

薫蕕録巻之百六十七

昔そ菅壺の月かゝ紙まゝへ今八蓮壺の雲ゝ
ゝとゝもゝ老すて人ゝ作り家應保の聖代より
て言舎の明時小法ゝ河内ゝ作ゝ奉歌ゝ
やくかゝふゝて六十餘廻の星霜をうゝ孫朔儀頻
ゝあゝゝ南りて七代帝王の后位よりて六宗
流ゝ時ゝいゝ帝おくゝゝ高倉ゝ西元の法ゝ
後白川奥應のゝゝいゝ海ゝ作ゝ年八義ゝ川ゝゝゝ
ゝゝぬゝゝゝゝゝゝゝゝ笑ゝゝ年ゝ海ゝ
衣ゝゝ法流仏会ゝ極楽ゝ孫ゝ海心ゝ

なりゆく後は世中すべて仏を尊ぶこと
ひとしきを以て文武をもて
なりゆくを以て法をもて
なりゆくを以て世をさまるなり
つゝしみて世をあがめ仏を
尊ぶこの二つの果をさとり和漢の記録をたゝへて法
二の政をたゝしむ於人丸いまゝ先生の法大をもつて
とりつゝ後生の宜学をもて先世を為ん為
たゝて先をたゝるを以老乃ち民を為ん
記せり

高倉流天皇
源攻流天皇
水渡廃帝

安徳天皇
河波流天皇
白金

高倉流天皇八神武八十代乃正統淀白河(七十九)
母儀建春門(滋子)院(後白河院妃)時信女 ハ(時信女)
皇八歳にして帝位をつぎ治世一すゝく崩
治承四年宇十二年後政乃方揚詩書仁義乃すゝ
を治道とおもひ理世安民の為えを治めゝ給ひ
世上文を尊ぶ殿祇とおもひ
道をたゝるを乃を治ひ給ひ
安徳天皇八高倉乃長子母儀建礼門院(徳子)入道大相国平朝臣清盛息女なり
三歳にして位に即ひ
天下をゝさめゝ給ひ海底小入給ひ大相国八桓武
の苗裔刑部大輔乃男也去保元(後白河)元年右大臣(杉本)
鳥羽乃ゝゝ位をゝ成めゝ給ひ桓武の孫となり

天下をみだりあるやうかしましむ七月九日夜
崇徳
太上天皇 為朝を子息白河院母儀 ゐそをこ城南の離宮に出いてさせ
給ひ小治郎の四流を章行人に戰場をとらせ給
ひ軍陣を其中にあむすこ同十一日小二郎 後白河院 官兵
とたゝかひて四流を征伐あやひのをくいきをむと
そへてをくとおひ川流矢のをくすに左府命を
うしなひ同廿二日太上天皇讃岐へうつ川
をり其餘黨或八刑罰に作せられてうりまハる
地ゑ流して淳和院法師ゑとして而南乃羅漢と
勅中をしめく右近衛大将 兼長 以下十六人をハ遠
流し合戰乃ともをうち散位平長貞以下廿人をハ
右治をかんへて首をきれりゑ村大根田 清盛 并義朝

ホ法師 忠通 殿の敵金小帰しして勅切をうけ弾
をかうふりを中ゑ延尉為義をハ男義朝乗首
せり位依勅宣也を後永暦 二条 元年小安房 猪伝 へ
ゆ為義朝為義をひ子孫をおもをを大
和国を流遣して位形義朝小誅戮し 伊勢と
那流せしをり源氏西義しして平家繁昌をり
をほをりて朝章をかををし万方をををへて
弟民ををやまを小後白河法皇安元年中に大納
言成親卿 勅光入道 をををを

治承四年四月廿二日以仁王ノ令旨ヲ奉シテ源三位頼政ノ子
六位ノ入道源三位頼政ノ子ノ兵衛佐頼政ノ子ノ
南都ノ衆徒ノ中ヨリ頼政ノ郎従伊豆国武士
兼資ノ子ノ仲綱ノ子ノ蔵人ノ大夫ノ宇治橋ヲ引キ落シ奉ル
ケルニ頼政ノ郎従ノ渡辺ノ党ノ一ノ流ヲ取テ
西ヘ向ヒ奉ルニ合戦ノ有シ事ヲ聞テ
鎌倉ヲ出テ伊豆ノ国ニ下リ給ヒ
子息ノ蔵人ノ大夫ノ頼政ノ子ノ兵衛佐ノ
福原ノ遷都ノ有リ而天下ノ政道ヲモ
ヲ聞ノ上ニ
十二月廿六日南都ノ大衆蜂起ス
重衡卿ノ軍ニ
養和元年辛丑
伊豆国ノ流人源ノ頼朝ノ挙兵
後鳥羽ノ院ノ宣旨ノ下リ
氏ノ人ノ
家ノ
命ノ
宇治橋ノ山ノ
ケルニ
ケルニ
ケルニ
ケルニ
ケルニ
ケルニ
ケルニ
ケルニ

のゝち和中行て作の浦海小あひぬ義の義まよ
ちくかるうん事をかけさて上総介よりうて
下総国をめうて相模国鎌倉のあるつきぬ六
実朝伏せり家源氏の御先生は野心をし
はらむよ作の合戦かしの冠若八四の郎武若
後鶴岡寺 小山乃四郎 今廷尉 の家よ源戦しむるよ実て暴風東南うおのり
く所けの戸庚塵城炎いくさの西
小ちち郎ふ人馬眼源とうあへよるふ
和漢の諸をうて報百の会をかのはつられ
御よ天力とはふあ也昔周武王殷紂を討す
所よ名をを書はうて富源事言丈あ西うあ

五車二馬よ家人門乃ふ来て主をあすけく紂を
うの所こいひてさりぬ源富よ事言ちあるよ
海神乃天はは使うて来かりあるをうしあ
対事をはうて又漢言祖韓信ういくふかあ西
まてあやうかりあふ天俄よ雲ありられとあて
うは乃ゝ事をは乃ありうあ乃ゝ法法を
あうの寺を今色国さあれ入道大和出鹿ぬを
鶴小松内府のさいきうて鹿ぬ世よ八宗相の
名参城ゝ家ふて武和の会異をうあうり
所よ作書家仲行新乃下作行と新て一族
乃ゝ相国大臣宗盛物家拾大納言頼盛中納言教盛
中納言知盛参城徳盛清清宗信中将重衡

之信中和尚維盛從之信通威之信中和尚資盛ホ都慮士人
同心連署して山王ゑ行法して大原
和尚すりおしむさ叡岳を桓武天皇の御宇に傳
教大師国家をむろめ道場をひらき紀しより結
さりかしく西塔と結護を寶市國の源氏當成
むをひ敵とおもて心を抑慎し出貢を押始り
商賈の馬の蹄沸ふて累代勲功の孫をなんをす
家仏神乃面をけみあるしかりて西流乃河ふ
のうるをたのむ河うく信ゑ最祖とおもへ八幡
く宇敬の修商といひつ〳〵自今以後源氏の
春日社と氏神とし興福寺を氏寺とせりをくに
安嘉八月春社と氏神うし延暦寺氏寺うし

山門乃ゑのひと一門のゑ衆ひうし社家のいさ家
ゑと一部ゑのさとりとせん神うく八王社ゑ神用
擬護をあ山家へねうく八王権の衆徒合力せしめて
ありもうし紀もうをけあうもちをれあも
けゑ中をさく人社とおうくすしいの事うし悪果
さいかりて宿運つをめを八佛神冊ゑとう家ゑを
保元乃春ゑをる嘉永の秋波をしゑうをて八条の
道春ゑ京ゑ蓮府暴風ちりとあを程をうの月紀
をけうを紀乃語をを海中ゑうへく波ゑ行ゑ
を門ゑゑをををいをへのつ〳〵紀ハ神の家ゑ
つをくうをうをひさ月乃ゑ面のをつくハ面ゑを紀
乃きゑをのゑふあや面る月をゑ沈うし海乃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ちゝ〻ふ於へ小國乃わやうのん来、ゆ〻〻如也
同七月廿八日ゝ義仲ハ乃ゝ紀伊ゝ入ゝりてまつ
ら馬頭ゝ任〻伊ゝ与ゝ伯耆ゝ兼ゝ〻ゝ朝敵追討乃
ゆひとをすれてゝ志ゝりゝ小ゝ敵へ滅ゝ乃ゝ勢をなを
すへゝゝ〻ゝ関東の兵器をゆ〻〻ゝ以へゝゝ〻ゝ民の
怪ゝ為ゝりいて法皇叡百ゝ為ゝ公をあ〻て法住寺
殿ゝ小ゝ〻ゝ為ゝ〻ゝ行へゝ〻を同十二月十九日小義仲ゝ
ふ西海乃諸を示ゝ小ゝ〻ゝ仙洞をおそひ奉
ゝ〻ゝ〻ゝ〻

つゝみ川の網乃こゝろやうらん人のゆゑ[illegible]の雲ふ

文治二年丙午

二月廿四日ゆり力つゝれく門前を[illegible]婦を[illegible]入

道大相国の法華堂に[illegible]の扉天下[illegible]ゆり[illegible]九条

の殿乃[illegible]いまゝり給ふ八月廿日軍旅ふらゝ[illegible]

国母女房八条乃[illegible]ふ[illegible]さゝひく四里の帰[illegible]国母の

生涯をかひき[illegible]ふいりて江前のあ[illegible]ゆ[illegible]

貴と京ぬ[illegible]

[illegible]ゆ[illegible]乃[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

征夷将軍（源頼朝）二位家西海の白波をそひけ[illegible]の緑

林をかひゝて後鳥乃[illegible]入洛英門亜

相を[illegible]て羽林大将軍ふ[illegible]り[illegible]賀乃儀式希代

乃世紀也仏法をあつゝ[illegible]法をつき一族の奢をあらため

[illegible]人乃悲をあつゝめ[illegible]のをとりそけ[illegible]

[illegible]のをすゝ[illegible]あ[illegible]軌跡をとゝ[illegible]

紙[illegible]

建久二年壬子

二月十二日法皇（後白河）崩（御年六十六）言年高運君也御頃御

逆修[illegible]御也山勝地名不[illegible]をさゝめ験御

霊社[illegible]ふ大乗戒をうけ三升ふ

[illegible]ゆ[illegible]東大寺八聖[illegible]製[illegible]

金銅の霊像八御[illegible]して開眼し給ふ

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

神をもとして[illegible]
往生極楽をねがひ朝夕の仰乃ゝ[illegible]
念仏[illegible]揚仰振捨乃[illegible]
一条猪熊乃[illegible]
[illegible]
いとまや霸陵の松[illegible]
[illegible]
[illegible]

土御門
阿波流天皇ハ源波流中人子御母永明門院（在子 内府通家卿長子）
寿永九年 治承四年 二月二日 位ニ即ク 歳ハ
九 在位十二年 乃チ 天地変異ノ 白浪 ト
ヤ 海内沸騰シ 国 ヲ 海内ノ 人民 ハ 安堵
ノ 生ヲ 楽ミ ヲ 育 ト ス 故ニ 文 ヲ 成 ス
近臣 寵女 ノ 輩 ハ 門 ヲ 閉 テ 四海 ノ 清濁 ヲ 問 ハ ズ
内 ニ 居 テ 人 ヲ 今上 治下 乃 帝 ニ 奏 ス ル 者 ハ
ハ ラ ク 絶 ヘ ル ガ 如 シ 是 ハ 第 四 ノ 風 秋 冷 シ ク 変 ル ノ
風 ニ 彩 ル ガ 如 ク ナ リ ケ ル ニ ヤ
建仁元年 辛酉
正月廿二日 欲 二 條 殿 小 弼 親 ノ 行 幸 ア リ テ 時 政 後
城 ノ 邸 ニ 平 長 用 宮 ま ま ア ル 土 小 山 刑 部 ら 扇 ヲ 礼

入 シ テ 次 ニ 仙 洞 ヲ 張 参 シ 奏 ス ル 通 ヲ 奏 ス ル ま ま
ま ま ま ま ま ま 勅 許 ア ル ま ま ま ま 逐 電 ノ 後 洞 仙
ま ま 殺 害 ス
同二年 癸未
九月七日 実朝ト 泥 ス ル 軍 ヲ 泥 ス 被 殺 ル 仁 ト 実
学 生 ま ま 小 合 戦 ノ 半 ア リ テ 十 月 十 日 小 宮 ま ま 問 ら
ま ま ま ま ま ま 社 士 音 人 汁 被 打 取 同 十 七 日 小
宮 ま ま 逐 電 将 軍 実 朝 内 ま ま 保 清 ノ 娘 ト 聘 シ テ
後 逐 ま ま 汁 ま ま ま ま ま ま ま ま 保 教
次 ま ま 同 次 郎 行 ま ま 入 道 ま ま ま ま 依 保 朝
雅 ト 将 軍 ト ま ま 入 ま ま ま ま 風 ま ま ま ま 相 撲 ら
義 村 胡 ま ま 四 男 義 ま ま 朝 ま ま 廣 元 ま ま 将 軍 ト ま ま

各異なる也　七月十六日より胡蝶と名付ける

建永元年　丙寅

二月七日摂政太政大臣良経頭巾後京極殿と卜ぶ
文操人小すき程政民となりて浅沼とさしりて浮流と
なり百機の補作しく軟弱なりき

花尚黄花留有家　宅訪四毛廣世人
金谷乃花のふるひ南楊の月ぢを神とうるあり
如紙ひ拾ひ紙ひとつ人と思ふ
ゆき秋されとも山ふく年と記してはるに
ひとしく海山ふや茶大信心茶寄法ふ
道ふもとて一日も二百もうるやとふ紙いひ
つくつくしもう拾て思ハさん八よりもふれて

拾くさむとありぬ　徹章辨宣ものらく文
章歌花小生紙うしふ
秋の夜風と月ふ
ゆくさ秋ひ花

太上天皇

そなたのうちふや紙とふん彩さ神の名をみをいや
二月の巻乃羅漢を不象幻術変化の拾考も安遊さ
ちふれとも有為無為のさてりすさて
侍りも

順徳

仲恭廃帝ハ源俊氏卿二子御母修明門院賜右府　紀季女
巳歳小して立坊十四小して長仲宮十二年出保
元年五月二日打軍宮後和田義盛拾
て三人乃敵ふ入く拾日合戦いとさの庭ふ也

和とも数の人用して法のふ筑紫年間八月二百餘山
麓三百餘人清水乃領とあるそひて世ふるるあり
くふ所不よ安元西面の所と川のりく十餘人と数
寄し其餘人成若搦手回十月廿日法乃法師あ
人ち成を石乃寺ふ小宮ようて山乃仗入
見すり所と白紙為し延慶ふ仗後ろいんを
するを官軍とつりくく畑をうるあひく同月
右宮法ふ仗了
承久元年己卯
冨廿七日右家実氏亜相宮御所右府用
小し玄元氏の先実とを所ひあ所英元ふ所
とある根拠ナ所のひく義乃家ふ所ふけ第

第とうふ用し所右家乃仗ふを一天用やふ
らふ四面仗ふ所ふ仗ハ東ふ所面ふとうふ
仗ふを下ふあ月の所乃すきま成ふくりも
撿ふ所をすめ奇ふるふとりそけらもし成
世すふとうく人里ふ用ふとふれ上とりも
むりくありもりふれて往反ふの所下あるて
源次村邑の氏ふくふと細ふ林中和ふと
ふ和ふ根仗乃源見ふあらふれきふ畑ふくふ
ふひくふ千して二ふ右府ふ用ふる小橋乃
寺社ふ法ふすふ結ふふ成ふして牛車ふ成
きくと月御ふとまくへ松山ふ乃りふふ
ふりひとりして梅宮とふむ後宮衛禁の服禁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世のをさまりぬるまてとあまりはるけしと
我跡を異邦のやうに成給ふ二条殿又西園
寺殿を出家し給ひ僧侶はかりくまりへとそなるとの
給ふをきゝし右京権大夫 前後参議義持の一族四
五人あり成はりしに心あくて一人も命をのがれ
あるをしてゝ朝敵の罪七十餘廻の長流のこゝ
たりまゝあるとゆきあるをめしてこ
出てゆくこゝろをかぬとも行ゆくかぬ物ゆく成ぬるか
ゆくこゝろをあらはしいとはかりてうとこゝろ
ゆや外出ちなれ朝かいあるまゝく嘆を深にのみ
ゆくこゝろをゝ西ひとをるあつて海あつに大元
世をのがれ乃ゆくに任せ不性菩薩の為すゝ行はとまぬれ
すゝいへを京佛乃御遍歳法の方法ゆえ御をむ
すひて不可論也 弥河国あり 時元冠若は軍乃朋小
ゆひをとりけて為合をとるゆをる義時朝臣南国の武
士あをして城郭城内さはゝを連枝乃異賞をに
ゆをゝれ往昔の子孫あるあるひぬ京府の無空
二条殿乃御軍を中に三代将軍むすゝ成
京都敵の孫大内義乃末裔成ゝ法ゆえれぬ同七
月十三日大内方後人大内義隆義を退治をゝ南
半あり先ハ
人をれ数百山ゆるいあるれてゝ月をうかゝ
とゝみて異敵とゆるゝれ敵の市ゝやを法南西
ゝてゝゝひをゝもあるゝ川りてゝ馬は義を

称するものをうひの皮袴にあり宮殿心を用ゐて
朝ゆうあひ分る事あるべからず神の
いることしてをそれをもつて
をのり美文をけをそしもの〜皇帝ふりをいりたる
あるをふり軍政をとるあらして統〜紀帝代の
をそくを庶務をなりぬ中ごろ乃貴れ市代の微ふをとり
う〜皇国ならひ人ちはく結髪をいへども世年
より世さ八半馬牧をのりて耕作作石をのりて司天
星成ならくうてをふくをしうるの后〜神祇雨
をのりみをりふ分紀乃者ちけ〜紀家をなりむ
をも〜人むりもゆる事をはく宇佐代乃流書あるを
紀にをひまくのりむく法の弘場をなりの法を

らん仁和寺祇園の社を東して統〜ぬる佛田神力
附をもつてをのりて都をいの田をもつ〜ゆる代
の為民乃無をもわりの為の部新一寺ならそく乃為ふ
をもをく史をなりの為ひふ〜乃の為へをまをふ
人力をりて天災をなり〜をのりあるを光仁皇
をもすひての国をもつる沢ふをひむを為て国を用
世紀ひ〜 **治世** 水十八年百歳をりをけんをりふて
世紀世を人をなりけるをあるをの国二年四月
九條廢帝
十日立位をを太子小松内をなりをひぬ宵月をふ者を
天皇天寶乃むりにひ〜く岳をを〜て治陽の
世後延尉光事を討せをれ追討使ををりをなりを
及ひて二京福原乃郷をあるを市をなりつめく

かゝりひていとく者ゝを一ゝて宮ゝ[illegible]
故大殿様御入[illegible]八幡大菩薩の御
くゝむ小田原[illegible]とやをくゝ
思すてゝ須磨[illegible]
御ゝ[illegible]威をかゝけ給
今は[illegible]
[illegible]義乃武[illegible]
御[illegible]男とハ[illegible]
こゝ神社仏[illegible]
すれ東海の仏法[illegible]
為[illegible]人秀[illegible]流[illegible]
[illegible]

むやひて[illegible]
[illegible]
[illegible]

武田神切宮殿ハ仲哀天皇ノ宮殿也天皇ノ武ヲ振ヒテ
四海ヲ平ケ給フ事ハ三韓ニ至テ天下ノ武勇ヲ顕シ給ヒ異国ノ
賞ノ金言ヲ授ケ給フ武神ノ霊験ハ三
八幡ノ示顕ヨリ正シキ四海ノ主ノ家ヨリ
而形相ノ内和ヲ為ス事ハ海底冥魚ノ
ヨリ知レタリ如此世ノ武勇ヲ尊ム事ハ人
小行ノ者ノ同六月ノ日ノ晩糟屋ノ館ノ
親義ヲ為ス所ニ永安殿ヲ
集テ世界ノ人ヲ山陰ノ
角ノ人ヲ召シテ六日ノ内ヲ人ノ
ヲ召キ給ヒテ流ス

当世法皇ノ押ノ落河ノ
ヲ為ス所ニ人ヲ
ヲ為ス所ニ
ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]一同十四日小百百[illegible]いさ入洛して実因[illegible]
みちこゝより親鸞と乃ゝれ[illegible]とあかりとゝめて
貴紙を面半白及をたゝふ[illegible]ふ[illegible]ら寸人馬ともに弘傳
ちゝ紙ふさゝて行学[illegible]や学かゝ次御[illegible]ふ[illegible]海及
き貴ゝく耕而よハ乃ゝ[illegible]行る面ゝ西面北面ハ羽忍
ゝ[illegible]ゝりて恵賀をのむ面ちゝ紙及ゝ[illegible]ひ近習寄
[illegible]乃意切をゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

うきゝ川をゆきくるあひさとゝいふ所乃ほとりにけさはふ
家を日くらしはなれ小そ人てきたりるを雅ひとこ
はなとふそうゝ物あり能義ハいとゝより出乃於ん
ちりのあるへき人なくして唯身をうちうゝ名をな
うゝ沒りけるとそうれくゝ乃うれていやかるはそこ
ゝゝ川とゝりふりもそあやかくはつも信能ゝし
みのゝ国幸山といふ山をゝ物ふてをいりける
同七月廿日本上を星成為朝殿をうゝ沒しをふ
うりあへぬをひをはくゝ行るくゝしゝをを
はゝをゝり大ゝ中納言宰相中将国通殿能義
をゝりふそよつたしゝものをいそゝを沒はゝ伊賀をし
はるゝ〳〵廣流をゝる七條殿をゝ向ゝ見

さを沒はゝ紫宸殿乃ほとり沒をゝ能をは雑兵ちりぬゝく
して洞庭ハ兵乃ゝをりゝ同八日はゝ知盛大軍かゝみゝく
ゝりあふ小をゝ孫八郎の張をゝ向ゝをゝりし三郎為ひ
をゝ乃をゝ伊賀をゝをゝをゝ川ら沒ゝをゝ為ふ行りし
為義もゝりゝ伊をゝ名を来くゝ信實ゝりゝ伊
為義沒をゝ伊賀をゝ見ゝりふをみゝからぬはいのちゝ
をゝゝゝゝゝゝ七条流今はゝりゝ乃山を
ちりあへをゝ伊筆ゝりゝ為ゝ為ゝ為をゝ
くゝをゝくゝいゝ世為沒をゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為
くゝりゝ乃ゝ沒ゝ伊月為ゝひをゝ為ゝ為ゝ為ゝ為
のゝゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為
世為ゝりゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為

ゝそ心をへ人中ひとりし国十首小源氏国へうせ給
小もの〻姫ぎみ〻みこうひて先達をすゝめまうせりく
ゝ月乃ゆ〻うゝ〻き御名残ハさいきりく〻こゝ
て国つりし人〻胡君よりとりしも物思よとれ
波をゝ〻さ波といふゆゝ〻源ゆく宗みゆさ源り
ゆ〻 波をゝ川ぬきハ宮ゆりあてこゝさ〻ゆる武
ゝくゝ〻ぬ乃ゆ〻ありき波まゆひ波ひ〻そゆ〻人
乃ゆのむ不ゆ〻〻波せゆ〻〻ぬゆ〻ひゆり源ハ
きゝ乃ゆ〻源の御ゆ〻ゆ〻ひゆとゝ〻ハゝ波ゆこ
まれて〻波ゆ〻り波ゆ〻ゆ〻ゆ〻波ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻
こゝゆ〻〻〻〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻
ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻

よおろへてゐるハぬ家の家けさ牧行未こゝ[illegible]紀牧を
ちりゆへさりし当羽月乃はゐもゝを[illegible]ゆきりゆとあハ
きをたくして
あらち孫の浦風しまし川家の月と風ゆ先いてそたほし
浦風乃ものゝよつきてを初戸あき仲仏乃うちハ角くゆ
用ゆめやら物らゆへ
ちゆゝめやう紀紀紀の浦ちゆゝくゝゝ[illegible]紀と
かくし川ゝ[illegible]ゆめしてゝ[illegible]ゆ紀へゝ小城南牧行
ゝゝゝを海色の孫南ゝゝ[illegible]ゆ[illegible]ゆ
こりれとゆゆせゝ南ゝよえひを[illegible]けきしゝゝ
なゝけゝれハゝれ乃波をへゝゝ[illegible]乃波ゝ
ゆゝを乃ゝてけゝゆゆ紀ゝゝ川ゆせ[illegible]ぬ

さゝひ南地ゆゆ孫ゝ孫ゝ唐乃[illegible]ゆ[illegible]をし
ゝゝむ政治湯乃変とゆゝゝゝゝゝゝ[illegible]乃ゝゝ
白くゝゝゝひを孫ゝゝゝゝ[illegible]ゝゝ
雲海沈ゝゝゝ眠ゝゝをむゝゝくゝゝの山をま
ゆゆハ吉風みゝゝゝすゝゝゝ[illegible]ひをいゝ南む湖
ゝをへゝゝゝゝゝゝゝむ地をゝゝゝ山[illegible]
ゝ[illegible]歴覧日月乃帝宮をへゝ美半歳念を感
せゝめゝゝ南ゝゝの雄窓い川をを[illegible]ゆ[illegible]
ゝゝゝゝ哥苑苔はゆをひいすゝゝゝゝ
ゆゝ首ハ仏洞乃雲の[illegible]雲ゆ[illegible]
孫猪の波乃ゝへゆ白ゝ乃ゝゝゝをひゝ今ハ
きゆ磯鞠ハ[illegible]今白ゝひすゝゝゝゝ東地英帝

はたのあと白河乃関をすてゝ行りあり き 此九年ハ
さう人一同の道滝のとゝ家へ 此人願の白乃ゝ尊乃
来迎を拝すへし

かゝてゝりいてゝ中国の後行ハ 橋風さたへ山ゝさたのゝ
同七月廿日 順徳 新院 と作渡国へうたしゝてゝ門ゐ者
二人 脇人 二人 ゝゝ小ゝ 都とこめく 新院いてゝ世
ゝ治 海 修 ゝ院中宮 立子 一条乃ゝや 前 ゝ者の此年
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 義氏 ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

[illegible]式き小や女房に人少れ雅具
[illegible]後年をのく藤[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]定道
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]あり[illegible]大きなる[illegible]のあやしく紀州にけく清原業房の金
[illegible]小花をこ月とあつめ[illegible]そうあ霞裏羽衣
の面をこそ[illegible]へ[illegible]風雲とこそ[illegible]ようなく云ひ[illegible]
うりし礼義[illegible]反[illegible]の[illegible]
[illegible]内侍[illegible]とさ[illegible]て一乃人
まいりてを[illegible]ひ文民[illegible]を[illegible]風華
[illegible]よせ礼[illegible]奏[illegible]
いそ[illegible]ら[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

らりてこの帝一附の事あるべしとて大淮南の橋をう
淮水のうへにうりて根とこたりて今も夷狄乃
むかへ合戦くるしかせもの
いかもはなをおもしろくおもひ
車にのりて言葉をうしなひ項羽をあやまり叔父の
せんといふ事をこの二人よりへ夷狄を
かへ海内を清せんとしふ信を身を
まねて続ひかせり范増ハ咸陽橋をみして
を名将林相にあり高祖と安徽海内をすきて富を
はなれ
六韜国の竹箭をあつめて北紂乃棟梁
ありきかもしれもいきさ軍車ハ
ことをかつかつ四里をうつりてる事ハ

作義京朋像方ハ小郡乃学宮より出られ
軍乃軍旅ハ
いきとのとそのみをあらてうひふ一の
て元帝紙をうきもしもる漢昭儀といへる宿女
勇紙すてく姉せくわうこよ
すくいうり女乃心ものとうり社をへて云法ハ
うこうり心ある人言ていく民の用をうもしも
心乃ものもは賢祇ハ
行り富ハ人乃ものえ成ものりて五載まて藻
言ものり紀ハみ拾せ玄宗ハ人乃ものとさこ
ものく一天をうれて蜀山のうけ紀ハ酒よひ詩
帝範小二乃徳あり知人と程氏ものなへとはを

の功ハ一人の器よりて成り衆力をあつめ
そ〻ぐるいひ也拙氏と天地神也神のいとむ
所〻そなはる勇まこひ来ゑゝ海りんやのきハ乃
らひとつみて勇ゝ実てあ也成乃らひく
わとこせるいとあるとも一も天乃勇あるして川とあ
きといふことなれハ也されハ敵の武士ハ兵と稱して
出海乃波とをけを唐のを京ハ人成ゝゝて方
方ゝ海をてし夏ゝ陽と舉陶はりてをつき
国乃文をハ兵をうりもゝ法ゝひき恵を国小ある
所ハ勇ゝへふと竜してかちさ成ゝりそけ胡
よりて行ふ和と伊よ所〻せハ拙をゝし
海面ハつりゝれをやあり内ハ胡旋女成ゝふを

ゑまは和清いさわひ成ゝ海内乃紋力つき
ぬをハてゝ敵ゝまゝ敵を治ゝ 後也海
麦農舞乃風をひ京胡ハ天成四唐乃芳踊
をつきて深国小は 拙をたくゝ 侯氏ふハ水軍成
行ゝ行ゝ知也ゝ海内乃紋力つき
東ゝ和れとも乃勇也の成をゝ 拙ゝ
をゝの口ゝけゝきを和ゝ家紀をゝき 六年より
こゝ拙ゝ好文主乃家海をゝして改造を ゝみ海
勇ひふを勇やゝゝら海を心ゝ 海へよ一人
ゝ海ゝひあり 北氏かゝふん半を祈ふゝゝ也

右六代勝事記以群書類從卷第二十六帝王部書写ス

天保七丙申年秋九月十七日　中村直道

椿葉記

中村直道集

後崇光院

人皇[illegible]代[illegible]

[illegible]

[illegible]

年のうちをときこえ（後花園）
ゆきあいらんとはかなしむ
ものかなこれをつぎ（崇光院六代）
第二代ぜんこうをたてまつる（後村上）
ゆゑまことにかなしかるべし（後堀河院七十七代）
観應二年十二月七日南朝より
京をかへりみるべきこと
なり（後村上）小二年天下ひとつに
なりぬ
皇年代畧記
云法諱真常
恵御戒師
泉涌寺了
叡上人
（三十一）
同月廿日光明院（光厳）
ゆづりをうけたまはる
此日
光明院（光厳）
ゆづりをうけたまはる
ぜんこうをたてまつる
ゆゑのかうらんとぞきこえ
ぬ
また長谷寺にこもりて
禅定をぞこなひ給ふ
同二年
同廿日南朝の天皇
崇光院（光厳）
ゆづりをうけたまはる
新院（萩原）
崇光院（光厳）
ゆづりをうけたまはる
上皇（光明）
直に親王に備へ給ふ
軍陣に年をへ給ふ
また

南方の宿軍利なくして八幡をも没落し河内国
赤阪の城小選年にうつる大和国加名生
に離宮をうつす同六月大和国八月光厳院沙落給
ありけるを河内の行宮にして禅定院にうつ
しゆきたまふ
ありけるかこれにて崇光院のうちにて
て光厳院（後光厳）第二天皇同八月十七日
崇光院（摩氏）
ゆづりをうけたまはる
ひかしの
ゆづりをうけたまはる
にたまふ
中院流の門跡入室あり
うをうけて
出家
また
出家
また
延文二年二月十九日
崇光
上皇
みかどの
御
出家
なり

（按ズルニ四代ハ後光厳後円融後小松称光也）

御子孫国家を御守護
みかど御祈願もとくに長講堂領法金剛院領
社頂国別納播磨国衙国別納和泉国
正統にてくらるるもの八法皇の御つぼねとうもて
崇光 上皇御宮仕あり法皇御所ものみな
ちはやぶるに奉公をたてまつる八御
中よりつうせるもの御ろうの花のこころ
きりて桃華紅門武家の頼朝公朝臣天下の
事をとりもちまつりかたきものをそ八をさ
ものもの関係あるもの法住院のきく殿うく殿宮
きうの御ものみ殿より
大通院 崇光 鹿苑院 後光厳 光厳 光明 萩原 光厳 光明
後源氏嵯峨流以来正嫡にて御
皇年代暦記云
正月七日御落
餐法諱光融
戒師泉涌寺

門跡中納言教光ひとりにてあけへおわを
ら御出ものハ聖教のさようをとりもて第八
第八武家ようをひやもて世をかのもとめ
うもの中にてくるる神さようをいさむわ世
らるる出理運勾編ちそんしーとかうあいもを
勾ちして教をの名をもをかをもをにけうも
所詮いけうるの出来をもいかもをいかもの
ちて法ものの一乃出子に出法住寺
ちをの最後中うへハ力をよいさ武家
崇光 後光厳 中流 新院ちを源氏ものうを
て正宮殿ものも四ち小ものをを光宗の
出中ものも御住乃ものをひきをうを光宗の

聖真平聖人
同北方崩于
柳原仙居北七

おもはしかりなる事ありかくて應安七年正
月新院を南御所おりなされて後円融禁裏へ御幸後十二
年御しく事永德二年四月に讓位ありしかども
今度は伏見殿崇光へ御幸ありて後小松御子に位を讓
ありなされて一乃御子に位を即ぬ新院ハ後円融
崩御なされて天下の事を大樹義滿執行なされ
のこの伏見殿へ准后義滿法親王御同りなされ
きの記なる小陽禄門院三十三年の法華大会の
女院記日陽禄門院秀子崇光後光嚴院母儀前内大臣公秀女文和元年十月廿八日有御事
ふて特經供養なる嚴重よりなりてなるやう
なる御事なるなり御うしろ付別や
いとうなる御事なるなり
後小松明德四年四月新院ハ南御所なりなされ准后ハ

やうなる法華に御なりて威勢いとうへ
御しくて四くなるもの草木をなびかすことくに
四夷御伏なる美濃静謐なり城南の離宮崇光
を因幡なりて嚴月を送りなる御所明
德三年十月廿日上皇崩御法皇になられ
ハ常光因幡なり後光嚴院生法親王よりなる法受戒あり
つ常光なる因幡の流中なるよりなる
ら禪律の出家御なるもあるなる後
准后も知恵なる法華の御所御伏見殿へ出家
なりて御供なり准后十五日
いとうなる法華御庭なる自樹無用せ
らるなる入ハなる四樂なり

あるひとも侍りさかくて（後小松）應永四年の冬をは
ひはりて同五年四月十三日前御門のみかりぬ遺勅
にて崇光院と申しまいらせ御所をも所
あらたに百ヶ日をすぎて長講堂仏法
金剛院領勧修寺社領播磨国衙にて下しくだし（後小松）禁裏
へめしをもぬあまりに（大通院）すかくちて親王をも
かりたる孫と思ひ出宰篭のあひだ親王
出家をかりわかれ長講堂法金剛院仏の
光厳院御をき文に親王院相続
あるべきしたるに（後光厳）禁裏御
しをきしに未代の御門御法天あるは正統
きて御見殿の出たる御所ありしよりし

中をもちたるもちろんまうす登極はたゞ先途をもと
らをもはかりたるもちろんきたいのかくて同年
六月にたちかりの殿の前坊（直仁）御なりぬるの御願
まいる室町女院（後堀川院御女）御遺仏ありもちろん堀川院
朝のもちふはい京願ふうへ仏をもちろへきよう
光厳院御をき文あり姫宮を世の間（崇光）法皇へ中をもちる
ふりの子細御をきひとうもて室町院願は中
七ヶ所に萩原殿の御所と御見殿へ参をもる
又播州山御ハ長講堂願の和ひて代々の仏
御をもちもう参門あるも山御とも相伝
返しをもう（山御の寺は藏ハ光厳院の御付勅御を朝是小
まいりしたるとをもう中也）同

別紙十ヶ所の国衙の公領
うち十ヶ所あり（崇光）こわん院領に寄せ
とゝ給ひ法安院へ寄ゝ給れと仰詞に院領
あれとも中分のうちにこの所ゝやうと
もちらさへあるとの仰なれ
きゝ召あるに寶ゝ有さて出所をゝへあきらめて
ゝきゝ侍へうけ申さ後ハ雅房
の山庄ゝきゝる神ゝ仰て人もなくいとはしに
とうあるをゝ小岡六年十二月大内九京東入道
義仏縁反おこして天下をみだるゝ仰
この出所をゝへゝ申けるうけたまはれ
きゝとりぬかゝて二三度ハ仰ゝ

小岡八年七月廿日の政所
記文書樂家ゝも大器の
やゝ中をうるとゝ
ゝ
ぬ
ゝ
ハ
ゝ
ハ
ゝ
ハ

はりまてをみうきこうをとりたてて法くを
あてらもとく高永十四年三月廿日をかさる十日
こうりの法匿留のはひらく 薬師寺御流之私 和歌御
鞠あそひとたくさんにあるみ友をも
中さきて御元服ハ沖所御かいくつはく
あるをにも此まいりあるらん 二位殿ハ思ひをも
中ぬへきあるこうの若公 君ノ 梶井つ殿へ入室の
とをうへ中され者あるいてあ所
もてあさもしてあ 法行年ハもまひ出流
いくく此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
うあるうの四月にたるもんなくして
義嗣と名のうあ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ

よきあるしハこうをもとりのを分ハ世
しいとくあひしくあるしあるあきうにあ
あるひうそさいくほふを 岡宮 六日
あるこう薬師寺 世中多火を消る
所うあるあるほさを中とうひるもあ
は若公にやくあるあるあるあるあるあ 宮殿動
解由小路殿つ者入道をしうひて 病子
大樹お殿せるを後内大臣御てあるもの 御家
きくきさ法若公ハ罪進ないかんまてあ法
しあ 即心のくいたそやあるきん 嘉歌一帝
道世しあとたつ御いるさまて 林光院とふ
ちんをこうあてつあふうあを法さ法ハ

人の世中にて世間高貴も世にあるもの
あるをうらいて中をあるものなりけるあるべく
のこと家屋の家屋修理さすこと神みの御
修をうへ中にて中にること出仕と長講堂修理を
ともに思ひ煩ふこと濱をすして神うの度の出来をも
御家仕あるの強てさよりとくらうちんあんの度の
さ又あるを御家屋地あるへ修理あるを
御仏法をうあるこいを中にうの新仕つをは
あんとかをハ先そこくこ仕さのあるこ六月よ
あるみへをうんをうの御ハもとの出来よを
なる出来あるへき一所あるて故二位房松殿中
罪にくあるらんあんとか法住院あるれあ

新をこあるを御門出来よ仕なるう狭サあるさある
仕るあんはう祭うあるあるいあるあるを仕るあ
なるうを紀りこ度をハ前坊の仕小関白西堂と
中人云方へあるまうを中をまて雪にあるを法住寺
あんとかあるを仕そあるのをハ仕法大仏寺 法勝
あるを紀を御こて新をを世あるを同十九年 法勝
廿九日一乃元あんは仕て仕あるゆるうを中仕の仕法世をも
あこをこて大新門あるあく濱を世仕村見房小
八仕光病あへくを御しまをあるを旅仕あんと
の事を仏洞へ中ををうを柯亭を云義の御
あんは御まるを新らるを法あるえいてんうの宮物を
法異堂乃神宴をのあるを云宮嚴重の御あるをハ

れわれ考ふるに出家もまた名物なり出相侍るて出家
うるもまた面白くせとうるうひくして敵感をて
宮御院仏出家てんはまうせて永代出家仏あれ
ばさうし院宮と進ぜらるかく命同九年十月
廿日ちんまうに法名を授ける法名より遺書を
あたえらるとうもて大光明寺小林法とよもて
て出塔仏と面て大通院殿出稱号とぞ
ぜらるかるに一の文治仁出相侯あつて
ふいくほうも潤せ法のとく二月十二日
まうに法名れあり出へるもあるを命
ちんまうの出おそみもに法名ひるとあるに殊あ
金の出来なり称号藤光わんとはるの中男子も

ま面さぬ子小男成れのひあり出相侯中頼朝
乃時ものを今知の入道左府小表育ちて後年菊
章に行き幼稚のうちに聖護院覚増法親王の対
子に鎌倉に出て出家入室乃日頃まてさあり
ぬ法こと小者に法の法得いてきて中面ぬ法
法ものに法こと法の為ちんを法へさ
らに法ものの貴所の中に入ぬ法ふう
法世俗ものに山林ものに入ぬ法を式
仏中ちくよ小ちんに出家を初会してをくし
仏ほうに慈父の忌光あるて仏体よ小初
ちらさるの出遺法と相侯して面さへ
聖運動ちき中まて法代ものひ者の中き

後宗元
公行
後花園

乃章宮のいとうあるべし佛神の擁護はハ
奉行のものあるべし紙をんせんせ〜ゆるすべき
なり相国寺二年二月院の宣二文見も俄よりかゝる
沙汰あり此ゝや御祈祷中納言表言中てうあるへか
ゝるべきせ給ふんとの御ゝはけのきみをなるべきせ給
ふんいとあさまし〜れなり月ゝ又将軍宰相中将
義量勝定院殿号長徳院 逝去せ給ふ公武の御ゝはけさ
とゝ給ふ給ふ四月ゝ伝洞後小松家業
乃御ゝ八幡をこなるべきハ後宮融院二十三回の
御ゝ〜にてゝをこなる紙金泥のひきき
和ゝ作図つ源助業中ゝ奥成ゝ南宮寺
かゝゝ新後記乃角のゝ宣旨ハいゝにく

ちんゝ宣下ゝとの給ふ伝洞勅許ゝいか
くて二月十六日宣下せゝる神ゝらいのゝんまう
遂ゝて自然ゝとゝ新ゝ六月きんゝ遂
雑ゝゝあるべ出ゝ給ゝゝ勝定院せ給ふんゝ
ゝ田ゝ三月ゝゝくゝ給ゝ内府ゝゝ
ゝるべんゝんゝより和いくゝをたまゝる
ありて七月ゝ南門をゝけぬ不祥ゝゝ
ハゝゝに御ゝハ御ゝのみゝゝ入御ゝ
んまゝにてありき且ハ給ゝゝの米ゝ
ゝゝ御不審ゝ給ゝ中ゝゝんゝゝ
相角ゝハ七月乃未ゝ給ゝ俄ゝゝ
御ゝゝゝゝ給ゝゝゝゝゝゝ

きたる春の比とは聞こえしかども世ふかく
治定院殿小中納言の御所にて
の風あれて雪ふいまわんかくしまの浦すさび
御くらんに出仕の冬殿上人もかもつらしやの
きやうかう行ひしかども世のつねみめてをく
に日あみもちちあるかの世こそ又出るこ行へか
例あれ事をきこうもとあるなのころあり
まつ京実に二月沒落して天下をつかか
ら出るも一ちくちくもて世中ハうくせて
とこをもぬあるこ正月十八日内府薨ぬ
勝定院殿梅号中
きれを出相後乃ゆ いとこ行ふ顔昌山

諸大名評定して勝定院の御連枝の中を八幡
の寺あけて出家をけりに青蓮院門跡義円
勝定院殿金号 御家をつぎ給ひ義教 将軍にすゑ
て国ぬりぬ出果報乃あ
て先てたき世のをりにて御まをあり
ちあれいのはをちんあつ宮所殿中に
河しう人もおりたをまをまつて出成物れも
きれて天下もあらを国内もかう内て
四月に初んうかをうて正長元年とか 延徳
こ紀久しき年号にくあるふをにて
出四年八我朝小西ハ
初んうにてありけるを出六月をうち

[illegible]

世にさかりの[illegible]七月のうめ[illegible]

面白のかんかと[illegible]

[illegible]

[illegible]

頃天子南いる山車のお後小牧百人整列みるとい
道をうつ見物の人もおびただしく用ハとりつゝみ
うつて山ゆく赤の赤幡も立ちれ行く先て
あさましかりしひときそかゝ祭りたるを用ひ
人もおめ乃しつゝ中を祭り流の山形小
うつゝせ行るかゝ内裏八九日御祭りぬ澄
号梅光院 既祭年 今八月
禁中八鯛織かゝ八二条前右府 公光乃亭を祭
祭られく新内裏にかゝ祭り御祭りて殿
会かゝ清うかゝ行きうつ 同九日
新内裏へ渡御かゝ流の山形子の御よて 既祭あり
うつ御門 高祭うつ山蔵十家にかゝ也南

まゝ先てあらも世界の異流かゝ天下の口遊めて
を伯大うつ祭りを皇流乃祭りかゝ西云代
うへても又皇統祭清うを祭り西あり乃つ祭あ也度
かゝうつ祭一流の祭うつ祭りかゝ
祭りたさも矢をを南うつ祭りうつ祭りを
かゝもあをうつ祭り祭さ御生の祭りを也祭てう
うけかゝも天日鋼を文さ祭祭り天照太神正
八幡大菩乃神意うつ中かゝ祭りかゝ山果報
うて御うを也祭へうこう祭も祭りうつ幸運眉同
にうあうすやうてをうつ乃を小南方乃山祭及
伊勢の国日打初て山波の与南うつ合戦を南南小也
日打頃て南うて方うつ祭へ乃りうて四

塚ゝ無らぬ様小金原陣糸ゝ行うて御さ行うへ
御り入世話出仕続殿ゝ行へ入室あ
ゝて則御知恩御りうあ
出運ゝゝゝゝゝゝ世話ゝゝ出ゝ
申内裏ゝ延年ゝ儀式叡覧也新内裏ハ
もものこゝうへゝゝゝゝゝ九月より又改元あゝて
永喜元年ゝ中世ゝの十月廿七日御即位ゝ
廿六日宸筆へ行幸ゝ京下ゝ右大臣（近衛）忠嗣公ゝ宣（義教）
町殿ゝ内ゝ出ゝ糸ゝ行ゝ上御門殿ゝ御例
ゝ出きゝ御新西風ゝゝゝゝ
ゝて年ゝ御家内二年十月廿六日御禊行幸
ゝ代ゝ院の御機嫌主東ゝ行て出見物御

新年ゝ出ゝゝ廿六日ハゝ内ゝゝゝゝゝ
ゝて御ゝゝゝゝゝ親御見ゝゝゝ為ゝ
御ゝいゝゝて世異の西ゝゝ宣町殿ゝ
ゝゝゝゝゝゝ中世ゝゝゝゝ抗覧
御ゝ勅使中納言（法成）の宰ゝ方より中ゝ定ら
御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝの時ゝゝゝゝ二條油小路迄ゝ東
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ儀式前例ゝ
ゝゝ宣町殿右大将ゝゝ供奉ゝゝゝゝゝ
御ゝゝ叡室ゝ一緒ゝゝゝゝゝゝ親家の出代
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ還幸ゝゝ見ゝゝ

東宮にて内裏あるべきの中納言も行幸供奉し給ふ退出
あるべき由あるべきにて内侍の一献儀式
御出でなるまゝ祝儀ハ三日ハ匿名なれ
ども宮所及へ内侍にて初て元系をもつて中納
言を出使して出給物をもつて内侍所にもつて
くるに内侍ハ内侍ハ代出へ内侍ハ後にもつて
山の庄と出給書にて御使なるもの院御
事長講堂領乃かたり申初倫有を故親王（栄仁）
御ありしに徳光院をもつて中納言を法不知行の
ものを御使ありしに御使ハ故のいとまを
申ものなるに霜月十二日より大嘗会をこ
なるに十四日より宮所及へ行幸なる宮所及へ

出給いとなるとの清暑堂の神宴をも
いんぬんに携る人を清代世の人を法撰せらる
事なるに人こゝにえんかあるべきハ何
つゝくき事なり国中納言（基秀）を先祖とも神宮に
あひなるべハ中なるべしを乃人なるにより
なつて所作なるこれをみちなるやうとハれ
なる御使ハ中山宰相中将定親なり各物出
柯亭とハ所なるらんとのあるべかこゝにまいる也
とうれきんやきまきをおもなるもの風雨乃
さるとおく世なるとけをこなる後とへとて重遠
ついたりもなるしけおくなる宮所及なるをん
なるゝ中納言を出使なるひとを賀し。（以下欠）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年[illegible]も就[illegible]御[illegible]
[illegible]日[illegible]に[illegible]せられ出家御[illegible]室一品親
王[illegible]に[illegible]御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]出家[illegible]
同[illegible]月廿九日八幡宮[illegible]御[illegible]神[illegible]
納受御[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]正月二日天皇[illegible]
[illegible]十[illegible]出[illegible]
[illegible]ハ宗[illegible]の[illegible]例[illegible]
[illegible]
[illegible]室町殿 後小松
[illegible]加冠[illegible]二條
[illegible]御[illegible]

くゐん二条摂政 京基公 理髪ハ右大臣 鹿苑院殿 [illegible]
かゝ[illegible]の[illegible]御[illegible]に[illegible]摂政も一条殿 兼良
[illegible]を二条殿[illegible]
[illegible]加冠を
理髪[illegible]
叡重[illegible]出[illegible]の[illegible]
[illegible]年に[illegible]
[illegible]鹿苑院殿の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]

[illegible]業の中にくはわるもこゝ[illegible]
[illegible]後家上野介殿[illegible]園中納言基秀卿
御遊興[illegible]
[illegible]
いまゝ[illegible]一日二日八基しきあめ[illegible]
二日[illegible]
[illegible]後深草院建長五年正月二日出[illegible]
[illegible]二日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ませしを聞て本より天皇のそんうを為てまし
らもて源氏家のわんやを入れ給ひ仁明（五十六代）
天皇はさうのてんをうけ文二の位をうけてうせ
給ひ仁明の男なる清和（五十七代）天皇の位をゆづりしにくらをね
ぬ給ひて世を嵯峨にいまし給ひ清和
崩御なりしと位をうけ給ひて天下源氏小なり
給きさまてもいかゆしは一代乃後ぬんみやうも
位をうけ給ふ孫まてこそ位をうけ給へ又こなかうけ給ハん
こゝ御ことのわんなれ給ハ御子になりぬ
されてはくらゐをうけ給ふハ嫡孫光嵯
流にて皇統にてまし給せさまハいかゆしは一代
乃位をゆづりなくて誠の父母乃位をうけ給ふ
ゆゑ給ふ給へ給へさまをうけ給へ又ハ
うゐんの位備ふこゝ御ハ永福門院（鏡子）
子孫ゆゑにてあるゝうゐもはらふを御ことの位をく
玄輝門院（皆子）と花園院と廣義門院（寧子）の位ゆゑしか
まさも実母影親（季子）をんゐんと宗光院も微安門院
の御子ゆゑにてあるゝうも実母陽徳門院（秀子）と
ゆゑにて如院ゆゑ御ゆゑませども位ゆゑしまい
の准摂ハ御子ゆゑ車位をうけ給へ又ハ乃まい
文武乃御父若宮をと長岡天皇ゆゑと光仁乃
御父施基皇子を田原天皇と申きさまをうゐ
こゝより代ゆゑ乃ゆゑとむゐんゐん王まく
をくたまきゆゑ位ゆゑしの後をゆゑハ

女院記云歟
政門院幸子
令上并良常
親王母贈尤
大臣經看女

母儀の叙品なくハいかへ

[illegible]
後源草流寺[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を作を命じ建て君よりの[illegible]を[illegible]
人[illegible]を[illegible]を[illegible]を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くらゐ入宗光院殿のおんいこの御しゝ奉仕の人々
まつ近習小法師さてゝあやまたこゝろ
資卿を後ゐ名のかこうん四代中せ門の
いへとゝかこゝろ世ゝ息女宗くゝ後ゝくんの御
ゝゝ典侍にゝゝくゝ梅宗の典侍殿ゝゝ
かいして三位殿（ゝゝ殿ゝゝ）ゝゝ（栄仁）ゝゝ汁母ゝゝ
ゝゝ人ゝくゝん殿ゝゝゝゝゝ御兄の
きゝゝ大納言の嫡孫ゝゝゝ郢曲ゝゝの
源中納言信俊のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝのゝゝ信俊ゝ（神楽信俊ゝ）長資卿
信俊ゝゝゝゝゝゝゝゝ入庭田ゝゝゝ
ゝゝこゝも大納言の御ゝゝゝゝ廉ゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ母儀ゝゝゝゝ田ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ（綾小路）ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]又行資ハ祖父[illegible]の[illegible]後の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]その[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]又[illegible]二条前内府資雅
宗光院殿[illegible]中[illegible]
公雅卿乃母[illegible]妹[illegible]
[illegible]弾正[illegible]内府の[illegible]ハ
[illegible]
[illegible]光厳院の[illegible]内府
中納言任成卿[illegible]
[illegible]業室中納言宗[illegible]
[illegible]内[illegible]
長衡卿[illegible]故院[illegible]

[illegible]の孫長[illegible]の[illegible]近[illegible]
[illegible]
[illegible]不
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏義御入之西郡御ゆるこうめをら候御ハ
すてふ〻ハ旬ふとゝんといまさそんをゝをゝと永春
頼長を西郡の実子にしてく所をとゝ花園の御
ゆはんへてうさ又祇園ゝ御ゆうゝ御あ
て重職のものをいハれゝ先〻入くゝ御ゆうゝ
つさゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永享五年二月日書写

入道無品親王道欽

う屋の内にしるしをかけるとかやの名字
孫家のかさのもとに作れる車のくるまをかけたるも
皆ん浦いも海をうへ苔をもしるしるる
てうさの乃せ作りなる作仏洞こ乃一つにあらず初んに
不動明王まして法ゆう同じ神の用に古日法ある
岩御所なりぬ遠勅まして源小松院と戸同大古日
象潟寺へ遣りてをる二条前左府竹下公卿
俗二人おまさ供奉おの光範つ院（資子）うのてより
御さの用をあるを法ゆう屋うく異衣とて作り
ゆるをん天下源寄ふなる年むつまち屋に
さるかるもとしこのもとに（義賢）これをあるとけるを（義満）（義良）摘政
こ〻寅流なるし内談して戸内るをおとなん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右以原書類従巻第六十一帝王部書写之

于時天保七丙申年九月十四日　中村萬吉有衛

薑蒻錄巻之四十弐　大尾